

奥多摩町小口事業資金融資制度

*ご相談・申し込みは下記へ

奥多摩町役場 観光産業課 Tel 83-2112
青梅商工会議所 奥多摩支所 (火・木のみ)

融資の条件 制度名	融資の対象者	資金用途	貸付限度額	利率(年利)			融資期間 返済方法	保証
				利率	利子補給	本人負担		
運転資金	町内に引き続き住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において1年以上同一事業を営み、市町村税を滞納していない者（新規事業を含む）	商品・材料仕入・買掛金・手形決済諸経費の支払い等	1,000万円	1.70%	1.50%	0.20%	5年以内 (据え置6ヶ月含む) 月賦均等償還	1人以上の連帯保証人または担保、あるいは信用保証協会の保証があること。
		工場・店舗の増改築・機械類の購入、設備の設置改善(未着手の設備に限る)	2,000万円	%	%	%	9年以内 (据え置12ヶ月含む) 月賦均等償還	

【申込人の資格】

- ①町内に引き続き住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において1年以上同一事業を営み、市町村税を滞納していない者。（新規事業を含む）
- ②町議会議員の選挙権を有すること。（法人は除く）
- ③市町村税が年額1,000円以上の納税者で、すでに納期を経過した分のすべての市町村税を完納していること。
- ④確実な1人以上の連帯保証人（法人の場合は代表者の他に1名以上）または担保あるいは信用保証協会の保証があること。
- ⑤従業員数が20人以下（ただし、商業・サービス業（旅館・宿泊業は除く）は5人以下）の事業者。

【連帯保証人の資格】

- ①一定の職業を有し、申込人と同居していない独立の生計を営んでいる世帯主で、町内に3年以上引き続き居住していること。
- ②町議会議員の選挙権を有すること。
- ③町税が年額5,000円以上の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての町税を滞納していないこと。
- ④この融資につき他に保証していること。
- ⑤上記に関わらず町長が特に認めた者。

【申込に必要な書類】

- ①融資申込書（所定のもの）
- ②設備資金の場合は、事業計画書（所定のもの）、見積書・図面・カタログなど
- ③最近の決算書及び確定申告書控（1期分）
- ④最近の試算表（決算後6ヶ月以上経過の法人のみ）
- ⑤登記簿謄本（3ヶ月以内のもの、法人のみ）
- ⑥申込者の市町村税の納税証明書（町民税・固定資産税・軽自動車税）
- *法人の場合は法人と代表取締役の両方の納税証明書が必要。
- *保証人付きで申し込む場合は保証人の納税証明書も必要（納税証明書は全て役場にてとれます。）

【その他】

- ①信用保証料については町から1/2の補助があります。
- ②融資の限度については貸付限度額の範囲内において、再度融資の申込みをすることができます。
- ③利子補給率が1.6%以下の場合は、本人負担を0.1%を最低限とし、利子補給率は利率から0.1%引いた補給率とします。

2023年4月11日現在